

新 JICA の業務フローに係る委員からの質問に対する回答

1 . ローリングプラン

- ・ ローリングプランの位置づけは何か。(福田委員)
- ・ ローリングプランと、現在外務省が作成している国別援助計画、JBIC が作成している国別方針等とはどのような関係にあるのか。(福田委員)
- ・ ローリングプランの作成主体は誰か。新 JICA と外務省との間の役割分担、相手国政府との関係についてご教示いただきたい。(福田委員)
- ・ ローリングプランに含まれる内容(全て)は何ですか。また、どのような事業が含まれるのですか。ローリングプランに記載される事業は、事業形成のどの段階にあるものが対象になるのですか。(清水委員)
- ・ ローリングプランにおいて、個別事業についてどのような情報が盛り込まれるのか。(福田委員)
- ・ ローリングプランに含まれない事業にはどのようなものがありますか。(清水委員)
- ・ ローリングプランに含まれる事業と含まれない事業の根拠は何ですか。(清水委員)
- ・ ローリングプランに含まれる情報のうち、公開される情報と公開されない情報を教えてください。(清水委員)
- ・ ローリングプランにおいて公開されない情報は、事業のどの段階で公開されることになるのですか。(清水委員)
- ・ ローリングプランは公開されるのか。(福田委員)
- ・ ローリングプランと新 JICA としての事業支援に関わる意思決定との関係性を教えてください。(清水委員)

(検討状況)

- ・ 事業展開計画(ローリングプラン)は、3つの援助手法を一体的に活用した効果的援助を実施する観点から導入される政府間・実施機関内の業務資料であり、現地 ODA タスクフォースにより国別に作成される。国別の事業展開計画(ローリングプラン)を作成することにより、相手国の開発政策との調和化を進め、中期的な見通しをもって案件を形成し、実施していくことを目指す。
- ・ 事業展開計画(ローリングプラン)の記載内容や運用方法の詳細は検討中であるが、現地 ODA タスクフォース、外務本省、JICA 本部、相手国政府で当該国に対する支援を俯瞰する業務資料とし、我が国の協力シナリオを構成する主要な投入となる事業が記載される予定である(個別案件毎ではなくまとめて記載される場合もある)。

2 . 協力準備調査

- ・ 協力準備調査開始の決定プロセス。決定する主体は誰か。決定までにどのような情報が準備されるのか。外務省の関与はあるのか。(福田委員)
- ・ 案件形成段階において行われる「案件形成の方向性及び形成予定案件についての協議・確認」は、どのような情報をもとに行うのか。また、「案件発掘・形成のための調査」との関係(手続きの前後関係)はどうなるのか。現在の手続きと異なる点

があればご説明いただきたい。(早水委員)

- ・ 協力準備調査とはMP、FS、SAPROFを統合した新しい概念とのことでしたが、その内容及び従来の調査と違う点を教えてください。(清水委員)
- ・ 「案件発掘・形成のための調査」は一括して書かれているが、技術協力、無償資金協力、有償資金協力でかなり内容が異なると思われる。それぞれについてどのような内容となるのか。また現在の技術協力に関する開発調査はどのような扱いになるのか。現在の手続きと異なる点があればご説明いただきたい。(早水委員)
- ・ 協力準備調査の類型と、各類型毎の調査プロセス。(福田委員)
- ・ ローリングプランにある事業リストが、協力準備調査及び事業の支援に移るに当たって、どのようなプロセスがとられるのですか。(清水委員)
- ・ ローリングプランに掲載されていない案件についても協力準備調査を行うことがあるか。(福田委員)
- ・ 協力準備調査の業務指示書(TOR)作成のために、現在の開発調査における事前調査類似の調査を行う予定はあるか。ない場合、TOR作成のプロセスはどのようなものか。(福田委員)
- ・ 協力準備調査の前に事前調査をかけて、協力準備調査をやるかやらないかという意思決定というのがあるのか。(第4回：福田委員)
- ・ 審査前に協力準備調査が実施される場合、協力準備調査の報告書は審査前に公開されるのか。(福田委員)

(検討状況)

【概要】

- ・ 新JICAにおける案件の形成・準備過程では、3つの援助手法に係る調査業務を一つの調査枠組(「案件発掘・形成のための調査(仮称：協力準備調査)」)に集約し、案件形成の迅速化及び3つの援助手法間の連携による相乗効果の発現に努める。
- ・ 「案件の発掘・形成のための調査(仮称：協力準備調査)」は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に共通して、案件の発掘・形成のための調査業務として、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認を主な内容としている。

【手続きの流れ】

- ・ 「案件発掘・形成のための調査(仮称：協力準備調査)」は、外務省との協議・情報共有を踏まえ、新JICAが決定する。
- ・ 政府においては、案件形成の方向性や形成予定案件が、特定の開発途上国における我が国ODA政策と合致しているかが確認される。新JICAは「案件発掘・形成のための調査(仮称：協力準備調査)」の実施に当たり、調査内容や調査方法等について検討する。また実施する調査に関し、必要に応じ、委託先選定に関する公示に必要な情報等を準備する。
- ・ ODA事業を実施する際は、途上国政府からの要請を踏まえ、新JICAにおける案件検討(審査)を経て日本政府により支援の是非が判断される。支援される場合には当該案件の閣議決定/採択を経て国際約束が締結される。その後新JICAと途上国政府(実施機関)等との合意文書が締結され支援が実施される。

【その他】

- ・ 事業展開計画における協力準備調査の記載方法及びその運用方法の詳細については

検討中である。

- ・ 在外事務所等を活用しつつ、TOR の作成等に必要な情報収集のための調査を行なったうえで、協力準備調査（仮称）の実施について検討することはあり得る。
- ・ 協力準備調査の報告書の取扱いについては、報告書に記載されている情報が本体事業の入札に与える影響等（競争性が担保されるか等）を十分勘案しつつ検討中。

3 . 案件審査

- ・ 個別案件の審査は、技術協力、無償資金協力、有償資金協力のそれぞれについて誰がどのような手続きで行うのか。現在の手続きと異なる点があればご説明いただきたい。（早水委員）
- ・ 案件審査を開始する意思決定プロセス。何らかの決定が行われるのか、決定する主体は誰か。（福田委員）
- ・ 相手国からの正式な要請が案件審査の前提となるのか。（福田委員）
- ・ 新 JICA は、現在の円借款と同様、無償資金協力についても、案件の審査結果に基づき実施の可否について新 JICA としての判断を行った上で、外務省にその判断を示すことになるのか。（福田委員）
- ・ 新 JICA が調査（現在の開発調査に当たるもの）を行った後、日本政府の無償か有償で本体まで支援を行うことを決定する場合、その意思決定における日本政府と新 JICA の役割はそれぞれどうなりますか。（清水委員）
- ・ 無償資金協力について新 JICA が締結する贈与契約（G/A）には、円借款における融資契約同様、以下の条項が盛り込まれるのか。（福田委員）
 - （1）住民移転計画最終版の提出やモニタリング結果の報告など、環境社会配慮上実施機関が採るべき措置。
 - （2）贈与条件に違反した場合に新 JICA が採ることができる無償資金協力の供与停止・中止などの法的救済手段。

（検討状況）

- ・ 特定個別案件への ODA 供与について、途上国政府から外交ルートを通じた正式要請を受け、日本政府において ODA 供与の是非を判断するプロセス全般がいわば日本政府における審査である。新 JICA は、日本政府による案件実施の判断に先立ち、実施機関としての案件検討（審査）を行い、その結果を日本政府に報告することとなる。
- ・ 技術協力と有償資金協力の審査は現在の手続きと同様である。
- ・ 無償資金協力については、無償資金協力本体事業（一部）に係る業務の新 JICA への移管に伴い、新 JICA は、実施機関としての案件検討の結果を日本政府に報告し、そのうえで日本政府は案件の実施の是非を総合的に判断することとなる。
- ・ G/A の内容については、今後、実施主体である相手国政府のオーナーシップを尊重した形で環境社会配慮についてはいかなる対応が可能か検討したい。

4 . 業務フローその他

有償資金協力

- ・ 現在の有償資金協力については、プレッジ前に外務省・財務省・経済産業省の3省協議が行われ、それよりもさらに前に、JBICによる審査が行われています。プレッジとは現在、具体的に何を指すのですか。また、新JICAの業務フローにおいては、

プレッジはどこにどのように位置づけられるのですか。(清水委員)

- ・ 3省協議において、環境社会配慮も話されることもあると理解していますが、三省協議と環境社会配慮との関係、また、これらと新JICAとの関係はどのようなものになりますか。(清水委員)

(検討状況)

- ・ 事前通報(プレッジ)とは借入国政府に対し、具体的な金額や金利等の条件を、国際約束の締結に向けた交渉に先立って通報することを指している。新JICAの業務フロー(資料4-3-4)においては、新JICAにおける個別案件の検討(審査)を経て、日本政府が案件実施の是非を判断したうえで行なわれる。
- ・ 政府が円借款供与を判断するにあたり、当該案件における環境社会配慮面も考慮される。新JICAにおいても同様である。

無償資金協力

- ・ 現在の無償資金協力については、実施候補案件採択を外務省が行い、その後閣議決定前に財務協議が、外務省・財務省の2省によって行われています。そのあたりの他省の関与はそれぞれ新組織においては、どのようになりますか。(清水委員)
- ・ 現在、基本設計調査の中で行われている無償資金協力の事業費の積算作業は、新JICAではどのタイミングで実施されることになるのか。(福田委員)
- ・ 無償資金協力について、現在、B/Dという形で事業費の積算の作業が行われていますが、これがこの表の中でどのように位置づけられるのか。(第4回：福田委員)
- ・ もし積算作業が協力準備調査の一環として実施される場合、積算作業と案件審査の前後関係はどのようになるか。(福田委員)
- ・ 積算作業後に審査が行われる場合、現行ガイドラインの策定時に外務省やJICAが行った「B/Dに入ると、その後無償資金協力を行わないということは極めて少ない」、「環境社会配慮上の問題は、基本設計調査の段階までに解決されることが前提となっている」という説明との整合性を明らかにしてほしい。(福田委員)(7.の記述を参照)

(検討状況)

- ・ 新JICA発足後においても、現行同様無償資金協力に係る実施候補案件採択は外務省が行い、その後閣議決定前に財務省との協議が行われることとなると承知。
- ・ 「案件の発掘・形成のための調査(仮称：協力準備調査)」の柔軟な活用により、現行の無償資金協力の予備調査、基本設計調査(積算作業含む)に相当するものもそれを含めうると考えている。

技術協力

- ・ 新JICAのフロー(委員会資料4-3-4)の「技術協力」では、合意文書締結(MOU)【仮称】と書かれているが、このMOUとこれまで技術協力における合意文書とされていたR/Dの違いは何ですか。(清水委員)
- ・ 新JICAのフロー(委員会資料4-3-4)では、技術協力においても、閣議決定及び国際約束締結がされるように書かれていますが、現状では、技術協力プロジェクトについては閣議決定および国際約束の締結はなかったと理解しています。新組織における「技術協力」スキームの現状との変更点を教えてください。(清水委員)

- ・ 現在 JICA で行われているマスタープランとフィージビリティ・スタディの一体型の調査というのはどのように位置づけられることになるのか。(第4回：福田委員)

(検討状況)

- ・ MOU (仮称) は、現在の技術協力プロジェクトの R/D と開発調査の S/W 等、実施機関の合意文書を総称して使用しているものである。
- ・ 3 スキーム共通のプロセスとして「案件閣議決定 / 採択」と記載しているが、技術協力プロジェクトについては閣議決定は行われぬ。他方、従来から、「国際約束の締結」は行っている。技術協力スキームに大きな変更は想定していない。
- ・ M/P + F/S 一体型の調査については、将来の我が国の協力案件 (主に資金協力) の形成あるいは事前準備としての性格を有する調査は「案件の発掘・形成のための調査 (仮称：協力準備調査)」として行われる。
- ・ 現行の開発調査のうち、案件発掘・形成のための調査ではなく、原則、新 JICA の資金協力を必ずしも想定しない、政策立案または公共事業計画策定支援に係る調査は、技術協力と位置付ける方向で検討している。

政策協議において提案される事業

- ・ 「気候変動対策円借款」では、政策協議において事業を選定すると理解しています。このような業務フローは、他にありますか。あれば、どのような事業形態か教えてください。(清水委員)
- ・ 1 のような業務フローの場合、政策協議の終了と共に事業を支援することを決定しているのですか。(清水委員)

(検討状況)

「気候変動対策円借款」において、政策協議は事業を選定する協議ではない。「気候変動対策円借款」を含め、本年 1 月に日本政府が発表した「クールアース・パートナーシップ」に基づく支援 (円借款、技術協力、無償資金協力、国際機関を通じた支援等) については、支援の実施に先立って、同パートナーシップ構築のための気候変動対策に係る政策協議を開催し、「温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立」等の原則につき認識が共有できることを確認することとされている。

民間企業提案型の事業

- ・ 民間企業提案型の事業についての、意思決定プロセスはどのようになっていますか。報道では、民間企業が提案した事業について途上国の開発に有効である旨、外務省が判断した場合、外務省が当該政府に対し ODA を要請してもらうよう伝えると伝えられています。この報道は正しいですか。また、このような民間企業提案型の事業について、新 JICA はどの段階でどのように関わるのでしょうか。(清水委員)

(検討状況)

4 月 18 日に日本政府が発表した「成長加速化のための官民パートナーシップ」については、外務省のホームページ上に関連資料が出ているので参照されたい。なお、民間企業提案事業が途上国の開発に有効であるかどうかについては、外務省のみならず、他の関係省庁及び新 JICA 等実施機関が協議の上決定する。また「外務省が当該政府に対し ODA を要請してもらうよう伝える」のではなく、先方政府に推薦を行い、実際に

先方政府が要請するかどうかは、あくまでも先方政府が他の案件とのプライオリティを勘案して判断するもの。要請がなされた場合は、その後の流れは通常の案件と同様。新 JICA の関与の仕方を含め詳細は整備中。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/4/1179209_906.html

「案件の発掘・形成のための調査（仮称：協力準備調査）」以外の調査

- ・ 協力準備調査以外の、実施段階における調査の種類と、各類型毎の調査プロセスを教えてください。（清水委員）

（検討状況）

スキームごとの特性があるため類型化は容易ではないが、いずれも新 JICA による実施監理を通じて、開発効果発現の促進・確保を行なうことを目的としたものである。具体的には、案件の進捗管理を行うための調査や、開発効果発現の促進・確保を行うための追加的・補完的な措置に係る調査等が挙げられる。これら調査は、コンサルティング会社などに委託する等して実施される。

5. 環境社会配慮ガイドラインとの関係

- ・ 技術協力、無償資金協力、有償資金協力のそれぞれについて、上記手続きの各段階で、現在、ガイドラインのどの部分がどのように適用されているかを示しつつ、これと比較して、新たな手続きになったときに、新たなガイドラインがどのように適用されることになるのか、現時点でわかる範囲でご説明いただきたい。（早水委員）
- ・ 現 JICA の環境ガイドラインでは、「協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認しカテゴリー分類する。」と記載されているのに対し、現 JBIC の環境ガイドラインでは、「融資等を意志決定する際に環境レビューを実施する」と記載されています。有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つのスキームにおいて最初のカテゴリー分類の実施、見直しのタイミングに関し、既にイメージをお持ちであれば教示願います。また案件発掘調査のように相手国から必ずしも相手国政府から要請がないものもありますが、この場合カテゴリー分類はいつの時点で実施されるのでしょうか？（山下委員）
- ・ 新 JICA では、JICA のプロジェクト形成調査、無償の予備調査、開発調査及び JBIC の SAPROF が統合され、協力準備調査という名前で新たにスタートすると伺っていますが、新 JICA に対しては、特に有償資金協力の案件実施準備段階の迅速化に対する期待は大きいと思います。2つの組織で実施されていた同一プロジェクトに対する調査及び環境評価に関し、可能な部分については、省略していくことが好ましいと考えます。特に事業の実施までに時間を有する有償資金協力を例にとり、供与表明までにどのような調査が実施され、どのようなタイミングで環境配慮の確認作業が実施されるか具体的に教示願います。（山下委員）
- ・ 現 JICA 環境ガイドラインには審査諮問委員会の常設、現 JBIC ガイドラインにおいても必要に応じた委員会の設置が記載されていますが、資金協力に対しても今後審査諮問機関による助言が行われるのでしょうか？資金協力の事業の実施主体は相手国政府であるものの、特に環境影響が大きい案件について、専門家の助言を得ることは透明性の確保及びより良い案件を形成するうえでこの好ましいと考えます。（山下委員）

（検討状況）

- ・ 新ガイドラインにおける手続きは今後有識者委員会でご議論頂きたいと考えている。
- ・ 現行ガイドラインは段階別に規定をおいているわけではないが、あえて案件形成段階、案件審査段階、意思決定段階、実施段階に分ければ、JBIC ガイドラインは、案件審査段階から実施段階において JBIC が行う環境社会配慮の手続きをカバーしている。JICA ガイドラインは、JICA 事業の実施段階において JICA が行う環境社会配慮の手続きをカバーしている。
- ・ 「案件発掘・形成のための調査（仮称：協力準備調査）」に基づき案件形成が行われる場合には、個別案件形成にあたりカテゴリー分類を行い、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検討している。調査途中の分類変更もありえる。「案件発掘・形成のための調査（仮称：協力準備調査）」を行わない案件で正式要請書が提出された案件については、要請時の情報に基づき、環境社会配慮に係る案件検討・審査を開始する際に当該案件のカテゴリー分類を行う方向で検討している。
- ・ 「案件発掘・形成のための調査（仮称：協力準備調査）」に基づき案件形成が行われる場合には、案件形成の段階から環境レビューに必要な環境社会配慮に関する情報を十分に収集・分析することができ、案件形成の迅速化を図ることが可能になると考える。
- ・ 現行 JICA ガイドラインには、審査諮問機関の規定があり、また現行 JICA および JBIC ガイドラインには、相手国における委員会の設置の規定がある。現行 JBIC でも、環境影響が大きい案件を中心に外部専門家の助言を積極的に得ている。新ガイドラインにおける審査諮問機関については、技術協力事業の実施には新 JICA が直接関わるが、資金協力事業の実施主体は相手国政府等であるという違いを踏まえて検討する必要があると考えている。